

自動販売機設置事業者募集要項

一般財団法人ながの緑育協会（以下「協会」という。）では、指定管理施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集し、総合評価方式によって設置事業者を決定し、当該事業者と自動販売機設置契約を締結します。

自動販売機の設置を希望する事業者は、この募集要項をご理解の上、お申し込みください。

1 目的

指定管理施設の有効活用及び施設利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

2 応募資格要件

- (1) 長野市「令和2・3年度競争入札参加資格者名簿（物品・製造等）」に登載されていること。
- (2) 良質な商品または優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 長野市に本社、または支店、営業所を構えていること。
- (4) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を3年以上営んでおり、都市公園等の公共施設での自動販売機の設置及び管理の実績を有していること。
- (5) 経営状況または信用度に問題ないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属していないこと。また、暴力団との関与が認められるなど、暴力団または暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係がないこと。

3 募集要項等

(1) 設置場所及び設置台数

物件番号	施設名称	設置場所	台数
1	茶臼山自然植物園	緑育センター西側	1台
2	篠ノ井中央公園	管理棟西側	1台
3	篠ノ井中央公園	西トイレ南側	1台

(2) 設置期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

本募集要項において決定した設置事業者となった者は、協会と協議の上、原則として令和3年4月1日から自動販売機を設置します。

(3) 設置運営条件

別紙仕様書のとおり

(4) 募集する事業者は、(1) の物件番号 (設置場所) ごとに選定します。

(5) 注意事項

ア 参考データ

自動販売機の設置場所の年間売上本数及び年間光熱水費

【令和元年度実績】

設置場所	年間売上本数	年間光熱水費	備考
茶臼山自然植物園緑育センター西側	1,991 本	16,049 円	12月～3月を除く
篠ノ井中央公園管理棟西側	14,130 本	42,149 円	
篠ノ井中央公園西トイレ南側	— 本	— 円	R2年度設置のためデータなし

4 応募手続

(1) 参加申し込み

自動販売機の設置を希望する事業者は、本募集要項を確認の上、企画提案書等 (ウに掲げる書類) を提出してください。なお、提出された書類は返却しません。

ア 提出期間

令和3年3月8日 (月) から令和3年3月12日 (金) まで

イ 提出場所及び受付時間

提出場所：一般財団法人ながの緑育協会

〒388-8004 長野県長野市篠ノ井会716

(篠ノ井中央公園管理棟内)

受付時間：午前9時から午後5時まで

ウ 提出書類

提出部数は各1部。ただし、複数物件を申し込む場合は、下記注1参照

	提出書類
1	参加申込書 (様式第1号)
2	誓約書 (様式第2号)
3	企画提案書 (様式第3号)
4	会社概要 (様式第4号)
5	設置する自動販売機のカタログ

注1 複数物件を申し込む場合、3及び5については、物件番号ごとに1部、他の書類は1部提出のこと。

注2 3の企画提案書には、必要に応じて説明資料 (任意様式) を添付すること。

(2) 提出方法

提出期間内に、必要な書類を提出場所に直接持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、書留郵便とし、提出期間内必着とします。(ファクス、Eメールによる受け付けは行いません。)

5 設置事業者の決定方法等

(1) 選定方法等

提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を選定対象とします。選定方法は企画提案書に提案された内容に基づき審査を行い、最も評価点合計が高い者を設置事業者とします。

(2) 評価項目および評価点

NO	評価項目	配点
1	商品の内容について	10点
2	管理体制について	10点
3	緊急時の対応について	10点
4	環境に対する配慮について	10点
5	その他(特記すべき独自の提案等)について	20点
6	売上手数料率について	40点

(3) 審査の方法

設置事業者を決定するにあたり、自動販売機設置事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、企画提案書等を審査します。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、設置事業者決定後速やかに協会のホームページ上に公表するとともに、すべての応募事業者に郵送により書面で通知します。

6 設置事業者の決定の取り消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ア 応募の提案内容に虚偽の報告があった場合。
- イ 設置事業者が応募者の資格及び要件を満たさなくなった場合。
- ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと協会が判断した場合。

(2) 上記(1)により、設置事業者の決定を取り消したとき及び設置事業者が契約を締結しないときは、次点の事業者を繰り上げ決定します。

7 留意事項

- (1) 提出期限までに到達しなかった企画提案書等は、いかなる理由をもっても審査対象となりません。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的に使用しません。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とします。
- (5) 提案者の提案内容については、二次的使用を回避、保護する観点から原則として公表しないこととします。
- (6) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。

8 問い合わせ先

長野県長野市篠ノ井会 7 1 6

一般財団法人ながの緑育協会 担当：酒井

電話：026-214-8719

FAX：026-214-8783

E-mail：ryokuiku@mx1.avis.ne.jp